

# 令和8年度精神保健福祉基礎研修（精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修） 実施要領

## 1 目的

精神保健福祉業務に従事する職員を対象に、精神保健福祉に関する基本的な知識及び技術を修得することを目的とする。

## 2 開催日程及び開催方式

1日目 開催日程（受講期間） 令和8年7月8日（水）～7月22日（水）  
開催方式 オンデマンド配信（YouTube）を上記期間内に受講

2日目 開催日程 北部会場 令和8年7月27日（月）13時00分～17時10分  
南部会場 令和8年8月5日（水）13時00分～17時10分  
開催方式 両会場とも対面開催

## 3 会場（2日目）

北部会場 京都府綾部総合庁舎 第一会議室（中丹東農業改良普及センター2階）  
京都府綾部市川糸町丁畠10-2  
南部会場 京都府精神保健福祉総合センター 体育室  
京都市伏見区竹田流池町120

※両会場とも駐車場には限りがあります。できるだけ公共交通機関のご利用をお願いします。

## 4 内容 別添プログラムのとおり

## 5 対象

京都府内の市町村、医療機関、障害福祉サービス事業所等に勤務する者

## 6 定員

1日目 80名  
2日目 北部会場 40名 南部会場 40名

## 7 受講申込（申込期限：7月3日（金））

- 以下のURL、または右記のQRコードにより申込フォームにアクセスし、お申し込みください。

<https://forms.office.com/r/zNkhuv4LVQ>



- 定員を超える申込があった場合は、各機関の優先順位の高い者を先着順で受講決定します。同一機関で複数の参加申込する場合は、申込時に受講希望者の優先順位を明記願います。
- 定員に達するまでは優先順位に基づき先着順で受講決定していきます。

- ・ 7月7日(火)頃に1日目(オンデマンド配信)の詳細についてメールにてご案内いたします。

## 8 本研修について

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成27年厚生労働省告示180・第6号)等により定められている「精神障害者支援体制加算(Ⅰ)」及び「精神障害者支援体制加算(Ⅱ)」を算定する場合、「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」を修了した常勤の相談支援専門員の配置が要件とされております。
- ・ 京都府では本研修(「精神保健福祉基礎研修」)を「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」として位置づけております。
- ・ ただし、京都市においては、本研修が精神障害者支援体制加算の算定要件を満たすものとして認められるとは限りません。あらかじめご了承ください。

## 9 修了証の発行について

- ・ 「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」の全日程を修了した者に対して、修了証の発行をします。
- ・ 修了証の発行を希望する場合は、1日目の動画視聴およびアンケートの提出、2日目の受講およびアンケート提出をもって修了とみなします。

## 10 その他

- ・ 定員や運営等の関係上、参加をお断りする場合があります。
- ・ 状況に応じ、やむを得ず研修会を中止する場合がございます。その際は、事前に御連絡いたします。
- ・ 資料をお送りしますので、PCメールでお申し込み下さい。

## 12 研修に関する問い合わせ

京都府精神保健福祉総合センター 相談指導課 清水・山口

TEL : 075-641-1810 Mail : [y-shimizu05@pref.kyoto.lg.jp](mailto:y-shimizu05@pref.kyoto.lg.jp)